

愛媛県国民健康保険団体連合会規約の一部を改正する規約

愛媛県国民健康保険団体連合会規約（昭和34年3月26日制定）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(事業)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 この連合会は、前5項に定める業務の遂行に支障のない範囲内で、市町村又は市町村長が行う医療、保健等に関する事業のうち前5項に掲げる事業に密接な関連を有する事業を市町村又は市町村長の委託を受けて行うことができる。</p> <p><u>(保険料の特別徴収等に係る経由事務)</u></p> <p>第6条の2 (略)</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）の規定による非課税年金給付に係る事項の通知に関し、連合会を経由して行うものとされた事務</u></p> <p><u>(6) 前各号に掲げるもののほか、法令又は通知で定める連合会を経由して行うものとされた事務</u></p> <p><u>(7) 前各号に掲げるもののほか、前各号に掲げる事務の円滑な実施に資する事業</u></p> <p><u>(保険給付の実施等に係る情報の収集又は整理等に関する事務)</u></p>	<p>(事業)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 この連合会は、前5項に定める業務の遂行に支障のない範囲内で、市町村又は市町村長が行う医療、保健及び介護に関する事業のうち前5項に掲げる事業に密接な関連を有する事業を市町村又は市町村長の委託を受けて行うことができる。</p> <p><u>(保険料等の特別徴収に係る経由事務)</u></p> <p>第6条の2 (略)</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(5) 前各号に掲げるもののほか、特別徴収に係る経由事務の円滑な実施に資する事業</u></p>

改正後	改正前
<p><u>第 6 条の 3</u> この連合会は、<u>前 2 条に定める事業のほか、次に掲げる事業を行う。</u></p> <p>(1) <u>法第 113 条の 3 第 1 項第 1 号の規定による保険給付の実施、保険料の徴収、保健事業の実施その他の厚生労働省令で定める事務に係る情報の収集又は整理に関する事務</u></p> <p>(2) <u>法第 113 条の 3 第 1 項第 2 号の規定による保険給付の実施、保険料の徴収その他の厚生労働省令で定める事務に係る情報の利用又は提供に関する事務</u></p> <p>(3) <u>高齢者医療確保法第 165 条の 2 第 1 項第 1 号の規定による後期高齢者医療給付の実施、保険料の徴収、保健事業の実施その他の厚生労働省令で定める事務に係る情報の収集又は整理に関する事務</u></p> <p>(4) <u>高齢者医療確保法第 165 条の 2 第 1 項第 2 号の規定による後期高齢者医療給付の実施、保険料の徴収その他の厚生労働省令で定める事務に係る情報の利用又は提供に関する事務</u></p> <p>(健康保険に係る事業)</p> <p><u>第 6 条の 4</u> この連合会は、<u>前 3 条に定める事業の遂行に支障のない範囲内で、次に掲げる事業を行う。</u></p> <p>(1) <u>健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 76 条第 5 項の規定により健康保険の保険者から委託を受けて行う診療報酬の審査及び支払に関する事務</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(健康保険に係る事業)</p> <p><u>第 6 条の 3</u> この連合会は、<u>前 2 条に定める事業の遂行に支障のない範囲内で、健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)第 76 条第 5 項の規定により健康保険の保険者から委託を受けて行う診療報酬の審査及び支払に関する事務に係る事業を行う。</u></p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p><u>(2) 健康保険法第 205 条の 4 第 1 項第 2 号の規定による保険給付、保険給付の支給、保険料の徴収、保健事業及び福祉事業の実施その他の厚生労働省令で定める事務に係る情報の収集又は整理に関する事務</u></p> <p><u>(3) 健康保険法第 205 条の 4 第 1 項第 3 号の規定による保険給付、保険給付の支給、保険料の徴収その他の厚生労働省令で定める事務に係る情報の利用又は提供に関する事務</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(健康保険の保険者に係る手数料)</p> <p>第 12 条の 3 <u>第 6 条の 4 第 1 項第 1 号</u>の規定による診療報酬の審査及び支払に関する事務を連合会に委託した健康保険の保険者は、手数料を支払わなければならない。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>附 則</p> <p>(一部負担金等の軽減特例措置に係る事業)</p> <p>5 この連合会は、当分の間、第 6 条各項、第 6 条の 2、<u>第 6 条の 3 並びに第 6 条の 4 第 1 項及び第 2 項</u>に掲げる事業のほか、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(出産育児一時金等の医療機関等への支払等に係る事務)</p> <p>6 この連合会は、当分の間、第 6 条各項、第 6 条の 2、<u>第 6 条の 3、第</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>2 (略)</p> <p>(健康保険の保険者に係る手数料)</p> <p>第 12 条の 3 <u>第 6 条の 3 第 1 項</u>の規定による診療報酬の審査及び支払に関する事務を連合会に委託した健康保険の保険者は、手数料を支払わなければならない。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(一部負担金等の軽減特例措置に係る事業)</p> <p>5 この連合会は、当分の間、第 6 条各項、第 6 条の 2 <u>並びに第 6 条の 3 第 1 項及び第 2 項</u>に掲げる事業のほか、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(出産育児一時金等の医療機関等への支払等に係る事務)</p> <p>6 この連合会は、当分の間、第 6 条各項、第 6 条の 2、<u>第 6 条の 3 第 1</u></p>

改正後	改正前
<p>6条の4第1項及び第2項並びに前項に掲げる事業のほか、平成23年1月31日保発第0131第4号厚生労働省保険局長通知別添「「出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度」実施要綱」による出産育児一時金等の医療機関等への支払等に関する事務を行う。</p>	<p>項及び第2項並びに前2項に掲げる事業のほか、平成23年1月31日保発第0131第4号厚生労働省保険局長通知別添1「「出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度」実施要綱」による出産育児一時金等の医療機関等への支払等に関する事務を行う。</p>

附 則

この規約は、平成28年4月1日から施行する。